## 重要事項説明書<下田市立下田認定こども園>

## 1. 事業者

事業者の名称	下田市
代表者氏名	下田市長 松木正一郎
所 在 地	下田市東本郷1丁目5番18号
定款等に定めた事業	認定こども園、子育て支援センター

# 2. 事業の目的、理念等

			•••	
事	業	の目	的	利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスを創意工夫のもと総合
				的に提供し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育
				成される支援を目的とする。
運	営	方	針	1.入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮
				し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を
				提供するよう努めます。
				2.保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園
				児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
				3.園児の属する家庭や地域、様々な社会資源との緊密な連携を図りな
				がら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支
				援等を行うように努めます。
教	育・	保育目	標	子ども像「心豊かに 共に育ち合う 下田っ子」
				1 自分の思いを生き生きと表現する子(知)
				2 人との関わりを楽しみ思いやりのある子(徳)
				3 明るく健康でたくましい子(体)

## 3. 認定こども園の概要

名		称	下田市立下田認定こども園
所	玍	地	下田市敷根 765 番地 19
認可生	年 月	日	平成 26 年 4 月 1 日
電 話	番	号	0558 - 36-4501
施設、	長氏	名	園長 土屋 恵美
入 所	定	員	○1号認定・2号認定:3~5歳児 各歳児 2学級 60人
			○3号認定 : 0歳児3人、1歳児10人、2歳児18人 計211人
職	<b></b>	数	39 人(保育教諭 32 人、主任栄養士 1 人 調理員 6 人)
実 施	事	業	延長保育事業
職員自	己評	価	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施し、サービス内容の
			向上に努めています。
職員	研	修	内部研修 外部研修 年1回以上

#### 4. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで				
開園時間	7時 30 分から 18 時 30 分まで				
学期	1・2号認定 ・1学期 4月 1日 ~ 8月31日				
	・2学期 9月 1日 ~ 12月31日				
	・3学期 1月 1日 ~ 3月31日				
休園日	日曜日、祝祭日 年末年始(12月29日~1月3日)				
	1号認定のみ				
	・夏季休園 7月22日 ~ 8月31日				
	・冬季休園 12月24日 ~ 1月6日				
	・春季休園 3月18日 ~ 3月31日				
その他	行事によっては行事後の保育を行わない日もあります。				

#### 5、提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜を提供します。

- (1) 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を、園児の成長や発達に配慮しながら 提供します。
- (2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供 満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。 満3歳以上の園児については、同一学年の園児で構成される学級による集団生活の中で、 遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。
- (3) 送迎

希望者については、通園バスによる送迎を実施します(別途利用者負担有)

#### 6、教育・保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 教育標準時間認定に係る保育時間

教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合,9時から14時までの時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、14 時から 17 時までの範囲内で、延長保育を提供いたします (時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合,7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

#### (3) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合,8時30分から16時30分までの範囲内で,保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は,就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し,当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

#### 7、施設の概要

敷				地	3,780.00 ㎡ (下田市所有)
建物	勿 (3	延床	面積	賃)	鉄骨造 2 階建 1,702.62 m²
施	設	0)	内	容	乳児・ほふく室 1室、保育室 7室、遊戯室 1室、調理室 1室
設	備	0)	内	容	保育室 冷暖房完備
そ		0)		他	屋外遊戲場 1,455.00 m²

#### 8、職員体制

			職員数	正規職員	会計年度任用職員	備考
園		長	1人	1人	0人	
副	園	長	1人	1人	0人	
教頭	・主幹保育	教諭	3人	3人	0人	
保	育 教	諭	26 人	11人	15 人	
栄	養	士	1人	1人	0人	
調	理	員	6人	1人	5人	

※園長、副園長、主幹保育教諭、保育教諭は、全員保育教諭資格を有しています

#### 9、給食について

を 書る 旧 川			T	T	
食事の提供		おやつ	昼 食	おやつ	備考
	0歳児	10 時頃	11 時頃	15 時頃	
	1歳児	10 時頃	11 時頃	15 時頃	
	2歳児	10 時頃	11 時頃	15 時頃	
	3歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	午後間食は 2.3 号のみ
	4歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	"
	5歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	"
	※献立表は、毎月保護者の皆様にお届けします。				
アレルギー対	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前				
応	にご相談ください。(医師に指示のもと、除去などの対応をとります)				

衛生管理等	調理員を含む全職員は、	毎月検便を行っています、

#### 10. 健康診断

健康診断	内科検診、歯科検診は、毎年2回、嘱託医が健診をします。結果に				
歯科検診	ついては、児童票及び連絡票に記載します。				
身体測定	毎月1回身長・体重の測定を行います。結果については、児童票及				
	び連絡票に記載します。				

## 11. 料金

1132						
保 育 料	支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支					
	払いいただきます。					
	市から発行される納付書により、期限までに市指定金融機関の窓口					
	で納付していただきます。					
その他利用者負担	上記掲げる保育料のほか、下記の費用を負担していただきます。					
	お支払方法については、別途お知らせします。					
	① 給食費 3歳クラス以上					
	1 号認定 月額 3,800 円 (下田市民 2,800 円)					
	2 号認定 月額 4,500 円 (下田市民 3,500 円)					
	② 教材費 3~5 歳児 月額 500円					
	0~2 歳児 月額 400 円					
	園児個人に帰属する物品、消耗品等の購入費用					
	③ 行事費(全員) 実費					
	遠足等の際の電車代、入園料など					
	④ 通園バス利用料(利用者のみ) 月額 3,000 円(割引制度あり)					
	通園バスの利用に関する費用					
	⑤ スポーツ保険代 一人 162 円					
	1					

## 12. 保育計画

年齢ごとに、年間計画、月間計画、週日計画を作成します。

0,1歳児については、個別計画を併せて作成します。

## 13. 保護者との連絡

毎月1回、園便りを発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。 毎月2回、クラス便りを発行し、活動の様子やクラスごとの連絡事項をお知らせします。 コドモンによる一斉メールシステムを運用し、緊急時、行事実施時等の連絡をします。

#### 14. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが、小学校に就学したとき

- (2) 2号認定こども及び3号認定子どもが、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める 支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 15. 登園のご利用に際し留意していただきたいこと

健康チェック	登園前に必ず健康状態や体温の確認を行ってください。
発熱のある場合	熱が 37.5 度以上ある場合は、登園を控えてください。また、園で発
	熱した場合は、連絡をしてお迎えをお願いします。
感 染 症	はしか、百日咳、水疱瘡、耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、医
	師の診断により登園停止期間を経過してから登園してください。
	また、流行の状況によってはクラス閉鎖する場合もあります。
投薬について	医療行為にあたるため原則として行いません。ただし、投薬指示書
	により医師の指示がある場合はお受けできる場合もあります。

## 16. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

## (1) 内科

医	師	名	川崎 祝	医療機関名	稲梓診療所
所	在	地	下田市箕作 385-4	電話番号	0558-28-3111
医	師	名	河井 榮	医療機関名	河井医院
所	在	地	下田市2丁目13-3	電話番号	0558-22-0028
医	師	名	高橋 泉	医療機関名	しらはまクリニック
所	在	地	下田市白浜 1528-2	電話番号	0558-27-3700

## (2) 歯科

医	師	名	菊池 健司	医療機関名	キクチ歯科医院
所	在	地	下田市河内 149-4	電話番号	0558-22-0568
医	師	Ħ	畑田 本大	医療機関名	細川歯科医院
	Þih	名	細川 玲奈	医療機関名	<b>湘川图科医院</b>

## (3) 眼科

医	師	名	宇野 明彦	医療機関名	小澤眼科
所	在	地	下田市東本郷 1-15-21	電 話 番 号	0558-22-5700

#### 17. 賠償責任保険の加入

当園では,以下の保険に加入しています。

保	険	0)	種	類	全国市長会学校災害賠償補償保険	
保	険	0)	内	容	賠償精勤保険(身体、財物)、補償保険	
保	険		金	額	身体賠償 1 億円、財物賠償 2,000 万円、死亡補償 500 万円 他	

#### 18. 非常災害時の対策

北海性の基片	消防計画を下田消防署へ提出しています。
非常時の対応	◇防火管理者:副園長 芹澤 光
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知機、非常警報装置
	その他、カーテン・敷物・建具等の防炎処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は,毎月1回以上実施します。
避難場所	原則、園内待機とします。

## 19. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	・窓口担当者 芹澤	澤 光	
当園	・ご利用時間 8:	30~ 17:00	
ご利用相談窓口	・電話番号 055	8 - 36 - 4501	
	F A X 055	8 - 36 - 4503	
	担当者が不在の場合	合は,当園職員までお申	し出ください。
第三者委員 (主任児童委員)	稲葉いそ江	加嶋五十鈴	高橋 佐枝子

<sup>※</sup> 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 20. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動,政治	利用者の思想,信仰は自由ですが,他の利用者に対する宗教活動,政
活動,営利活動	治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名:下田認定こども園 説明者職名:園長 土屋 恵美

\_